四　同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表第三中「別表第三（第四号関係）」を「別表第五（第五号関係）」に改め、別表第三を別表第五とし、別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第四号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	一	
	同行援護の制度と従業者の業務	二	
	障害・疾病の理解①	二	
	障害者（児）の心理①	一	
	情報支援と情報提供	二	
	代筆・代読の基礎知識	二	
	同行援護の基礎知識	二	
演習	基本技能	四	
	応用技能	四	
合計		二〇	

別表第四（第四号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	障害・疾病の理解②	一	
	障害者（児）の心理②	一	
演習	場面別基本技能	三	
	場面別応用技能	三	
	交通機関の利用	四	
合計		一二	

（注）
この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

○厚生労働省告示第三百三十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号）及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号の表以外の部分中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加え、同号の表を次のように改める。

地域区分	サービス種類	割合
特別区	旧知的障害者通勤寮支援	千分の千四十八
	就労継続支援 旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）	千分の千六十八
	自立訓練	千分の千七十
	就労移行支援	千分の千七十一
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 相談支援	千分の千七十二
	生活介護 旧身体障害者更生施設支援	千分の千七十三
	旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合）	千分の千七十五
	施設入所支援	千分の千七十九
	旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合） 旧知的障害者授産施設支援	千分の千八十
	旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合）	千分の千八十六
	共同生活援助	千分の千九十七
	共同生活介護	千分の千九十八